

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	東京事務所									
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部		1					1		
	情報システム部		1					1		1
財政局	財政部		1					1		1
	南部市税事務所		1					1		
	西部市税事務所	1	1					2		

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
保健福祉局	総務部		2	1			1	4	2	2
	監査指導室									
	保健所 (医療対策室を除く)	1	4	2				7	1	2
	衛生研究所				1			1		
子ども未来局	子育て支援部		1				1	2		1
	児童相談所		3	1			1	5		1
教育委員会	学校教育部		2					2	1	4
	市立学校		3	1		2		6		2
6局	13部・20校	2	20	5	1	2	3	33	4	14

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部を除く)	1	1	1		3	
都市局	建築部	1	3			4	
中央区	土木部						
西区	土木部						
手稲区	土木部						
5局（区）	5部	2	4	1		7	

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
社会福祉法人神愛園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	出資団体		1
	公の施設指定管理者	2	
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	財政援助団体	3	
	公の施設指定管理者	5	
社会福祉法人札幌厚生会	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
社会福祉法人札幌慈啓会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者	3	1
社会福祉法人救世軍社会事業団	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人発寒子どもの園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人ろうふく会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌全育会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
一般財団法人札幌市下水道資源公社	出資団体	2	3
11 団体		19	7

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和4年度定期監査（事務）報告書

令和4年度第2回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

総務局	東京事務所
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部、情報システム部
財政局	財政部、税政部南部市税事務所、税政部西部市税事務所
保健福祉局	総務部、監査指導室、保健所（医療対策室を除く）、衛生研究所
子ども未来局	子育て支援部、児童相談所
教育委員会	学校教育部、市立学校

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、24ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年9月1日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第1 指摘事項

- 1 収入事務
(省略)
- 2 支出事務
(省略)
- 3 財産管理事務
(省略)
- 4 行政運営事務

- (1) 「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【保健福祉局衛生研究所】

役務等の委託に当たっては、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づく暴力団の排除に関する条項の記載を行う必要があるが、この記載のないものがみられた。

この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策を実施していたにもかかわらず、これが徹底されていなかったものである。

今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、更なるチェック体制の強化を図るなど、適正な事務の執行に努められたい。

- 5 学校運営事務
(省略)
- 6 その他の事務
(省略)

第2 意見 (省略)

第3 基本的順守事項 (省略)